

## 大店立地法第5条第1項（新設）に係る届出書の審査について

産業政策課

### 1 届出書の概要

店舗名	穂高ショッピングパーク	届出日	R3.10.1
建物設置者名	株式会社穂高ショッピングセンター	小売業者	株式会社ツルヤ 株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 株式会社セリア
店舗面積	6,514 m <sup>2</sup>	駐車場台数	490台
駐輪場台数	30台	荷さばき面積	131 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設容量	177 m <sup>2</sup>	営業時間	9:00～20:00 (年間5日以内 8:00～20:00)

### 2 県の審査事項について

項目	県の審査・確認事項
防災対策への協力	防災協定等の締結について検討依頼
温暖化対策に係る事項	長野県地球温暖化対策条例への協力を確認
騒音の発生に係る事項	騒音発生の総合的な予測・評価方法の正当性と対応策を精査
廃棄物に係る事項	廃棄物保管施設の容量の確保、廃棄物等の排出抑制について精査
都市計画に係る事項	土地利用計画との整合、施設構造の適法性について確認
街並みづくり等への配慮	緑化計画や景観形成、光害への配慮を確認
交通に関する事項	駐車場台数の確保、駐車場内の安全対策
全般	経済産業省が示す「指針」への適合を確認

上記の項目について、県が審査した結果、届出書記載の施設の配置及び運営方法は、法令及び国が定める指針に適合している。

### 3 市町村等からの意見及び設置者側の回答

当該届出書に対し、市町村等からの意見はなかった。

### 4 県の対応

設置者から提出された届出書の内容が国の定める指針等に適合していること、関係機関と十分な協議がなされていること等を勘案し、当該届出書に対して大店立地法第8条第4項に基づく意見は付さないこととする。

なお、引き続き周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、開業後の状況と今回の届出時に予測した結果に大きな乖離があった場合には、必要な措置を講じるよう求める。